

1 - 1 写真機類小売業

1 - 1 写真機類小売業における表示に関する公正競争規約

公正競争規約	公正競争規約施行規則
<p>(目的)</p> <p>第1条 この公正競争規約(以下「規約」という。)は、不当景品類及び不当表示防止法(昭和37年法律第134号)第12条第1項の規定に基づき、写真機類小売業の取引について行う表示に関する事項を定めることにより、一般消費者の適正な商品選択を保護し、不当な顧客の誘引を防止し、もって公正な競争を確保することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規約において「写真機類」とは、一般消費者に使用される携帯用カメラ、交換レンズ、小型映画機器、電子映像機器、スライド映写機その他の撮影用品であって、写真機類小売業における表示に関する公正競争規約施行規則(以下「施行規則」という。)で定めるものをいう。</p> <p>2 前条の目的を達成するため、事業者は、この規約の対象となっていない写真機類についても、この規約の趣旨を尊重するものとする。</p> <p>3 この規約において「事業者」とは、写真機類を一般消費者に直接販売する者をいう。</p> <p>4 この規約において「表示」とは、顧客を誘引するための手段として、事業者が自己の供給する写真機類の取引に関する事項について行う広告その他の表示であって、次に掲げるものをいう。</p> <p>(1) 商品、容器又は包装による広告その他の表示及びこれらに添付した物による広告その他の表示</p> <p>(2) 見本、チラシ、パンフレット、説明書面その他これらに類似する物による広告その他の表示(ダイレクトメール、ファクシミリ等によるものを含む。)及び口頭による広告その他の表示(電話によるものを含む。)</p> <p>(3) ポスター、看板(プラカード及び建物又は電車、自動車等に記載されたものを含む。)ネオン・サイン、アドバルーンその他これらに類似する物による広告及び陳列物又は実演による広告</p> <p>(4) 新聞紙、雑誌その他の出版物、放送(有線電気通信設備又は拡声機による放送を含む。)\ 映写、演劇又は電光による広告</p> <p>(5) 情報処理の用に供する機器による広告その他の表示(インターネット、パソコン通信等によるものを含む。)</p> <p>5 この規約において「チラシ等」とは、事業者が一般消費者に対して購買を促すために直接情報を提供する印刷物等であって、次に掲げるもの(第1号及び第2号のうち、店頭等に表示されるものを除く。)をいう。</p> <p>(1) チラシ、パンフレットその他これらに類似するもの</p> <p>(2) ポスター、看板、垂れ幕その他これらに類似するもの</p> <p>(3) 新聞紙、雑誌その他の出版物、放送その他これらに類似するもの</p> <p>(店頭等における必要表示事項)</p> <p>第3条 事業者は、一般消費者に直接販売するため店頭等に陳列する写真機類については、当該写真機類ごとに、次に掲げる事項を施行規則で定めるところにより明らかに表示しなければならない。ただし、商品の本体又は容器若しくは包装により、店頭等で一般消費者に容易に分かるようになっている場合には、当該事項に係る店頭等における表示については省略することができる。</p> <p>(1) 製造業者名又は商標名</p> <p>(2) 品名</p>	<p>第1条 写真機類小売業における表示に関する公正競争規約(以下「規約」という。)第2条第1項に規定する「写真機類」とは、次のものをいう。</p> <p>(1) 携帯用カメラ、交換レンズ、小型映画機器(8ミリ撮影機、16ミリ撮影機、8ミリ映写機及び16ミリ映写機をいう。)\ 電子映像機器(ビデオ撮影機及びステレオビデオをいう。)\ 及びスライド映写機</p> <p>(2) 写真用エレクトロニックフラッシュ、写真撮影用フィルター、写真撮影用アタッチメントレンズ、写真撮影用コンバージョンレンズ、カメラ用三脚及びカメラバッグ</p> <p>第2条 規約第3条第1項に規定する表示は、当該写真機類ごとに、ラベルの貼付等により表示するものとする。ただし、当該商品ごとに表示することが困難な場合には、当該商品が陳列してある直近の場所に表示板を設定して表示するなど、当該表示が当該商品のものであることが分かるように表示するものとする。</p> <p>第3条 規約第3条第1項第1号及び第2号並びに第4条第1項第2号及び第3号に規定する「製造業者名又は商標名」及び「品名」の表示は、製造業者名又は商標名と</p>

<p>(3) 自店販売価格 (4) 輸入品については原産国名、又は輸入品と誤認されるおそれがある国産品については国産品である旨</p> <p>2 複数商品のセット販売に係る写真機類の表示については、セット販売である旨を明示した上、前項第1号から第4号までの事項を施行規則で定めるところにより表示するものとする。</p>	<p>当該写真機類について通常使用している呼称とを組み合わせたものによることができる。</p> <p>第4条 規約第3条第1項第2号、第4条第1項第3号及び第9条第4号に規定する「品名」とは、写真機類について通常使用している呼称であって、例えば「スーパーAボディ」、「AFL-S」等をいう。</p> <p>2 ビデオ撮影機及びスチルビデオにあつては、前項に規定するもののほか、例えば「AB-10」、「DC-75」等の型名を併記したものとする。</p> <p>第5条 規約第3条第1項第3号に規定する「自店販売価格」に値引率又は値引額を表示する場合は、その基礎となる希望小売価格又は自店平常価格を表示するものとする。</p> <p>第6条 規約第3条第1項第4号に規定する「原産国名」とは、写真機類の内容について実質的な変更をもたらす行為が行われた国の名称をいう。</p> <p>2 規約第3条第1項第4号に規定する原産国の表示は、次の各号に定めるところにより表示するものとする。</p> <p>(1) 輸入品については、「原産国〇〇」、「〇〇製」等（「〇〇」は国名又は地名）</p> <p>(2) 輸入品と誤認するおそれがある国産品については、「国産」、「日本製」、「Made in Japan」、「〇〇(株)製造」、「製造者〇〇(株)」等</p> <p>第7条 規約第3条第2項に規定する「複数商品」とは、2以上の製造業者が製造したそれぞれの商品をいう。</p> <p>第8条 規約第3条第2項に規定する複数商品のセット販売に当たっては、セット全体の自店販売価格を表示するほか、ボディ本体（一眼レフカメラのボディに限る。以下同じ。）交換レンズの2品目については、規約第3条第1項第1号から第4号までの事項を、その他の商品については、規約第3条第1項第1号、第2号及び第4号の事項を個々の商品ごとに表示するものとする。ただし、規約第3条第1項第3号の事項の表示については、次の各号を満たす場合にはこれを省略することができる。</p> <p>(1) 事業者における独自のセット販売商品である旨を表示し、かつ、交換レンズがカメラボディ本体の製造業者が製造したものであると一般消費者に誤認を与えることのないような表示をすること。</p> <p>(2) 当該セット販売の対象となるカメラボディ本体と交換レンズについて、単品の別売りを行っていない旨を表示すること。</p> <p>2 規約第3条第2項に規定する複数商品のセット販売に当たって、自店販売価格に値引率又は値引額を表示する場合には、ボディ本体、交換レンズの2品目については、当該商品ごとにその基礎となる希望小売価格又は自店平常価格を併せて表示しなければならない。</p>
<p>(チラシ等における必要表示事項)</p> <p>第4条 事業者は、チラシ等において、写真機類について販売価格を付して表示する場合には、当該チラシ等に表示商品ごとに、次に掲げる事項を、施行規則で定めるところにより明りょうに表示しなければならない。</p> <p>(1) 事業者の氏名又は名称、住所及び電話番号 (2) 製造業者名又は商標名 (3) 品名 (4) 自店販売価格 (5) 輸入品については原産国名、又は輸入品と誤認されるおそれがある国産品については国産品である旨 (6) 表示商品の販売数量、販売期間等に関する事項（販売数量、販売期間等に限定がある場合に限る。）ただし、連合広告における販売数量の表示は、施行規則で定める方法によるもの</p> <p>2 複数商品のセット販売に係る写真機類の表示について</p>	<p>第9条 規約第4条第1項第1号及び第6号のうちの「販売期間」並びに規約第4条第3項については、当該チラシ等に、規約第4条第1項第2号から第5号まで及び同項第6号のうちの「販売数量」については、当該チラシ等に表示されている表示の商品ごとに明りょうに表示するものとする。</p> <p>第10条 規約第4条第1項第6号に規定する「販売数量」に限定がある場合とは、表示した商品の販売数量が当該店舗において表示した同一又は類似の商品の購買数量を勘案して、予想される購買数量の大部分に抑えることができないことが明らかである場合をいい、その場合は、広告商品ごとに「販売数量〇個」、「〇個限り」等と表示する。</p> <p>2 規約第4条第1項第6号に規定する「販売期間」に限定がある場合の表示は、「月日から日間限り」、「</p>

は、前条第2項の規定を準用する。

3 長期店舗陳列品の処分、閉店、店舗改装及び在庫一掃処分の場合における表示は、その旨を明示して行うものとする。

(二重価格表示の基準)

第5条 事業者は、写真機類について自店販売価格に比較対照価格を付する表示(単に値引率又は値引額(以下「値引率等」という。)を付する表示を含む。以下「二重価格表示」という。)を行う場合には、次に掲げる表示をしてはならない。

- (1) 比較対照価格として、メーカー希望小売価格、輸入業者希望小売価格又は自店平常価格以外の価格を用いた表示
- (2) 比較対照価格として、メーカー希望小売価格、輸入業者希望小売価格又は自店平常価格を算出根拠とした値引率等以外の値引率等を用いた表示
- (3) オープン価格商品について、撤廃された希望小売価格又はこれを算出根拠とした値引率等を用いた表示

(割賦販売の表示)

第6条 事業者は、チラシ等において写真機類の割賦販売条件について表示する場合には、割賦販売法第3条の規定に基づき、次の割賦販売条件を明りょうに表示しなければならない。

- (1) 現金販売価格
- (2) 割賦販売価格(支払い総額)
- (3) 割賦販売に係る代金の支払いの期間及び回数
- (4) 割賦販売に係る各回の支払い額
- (5) 割賦販売に係る金利その他手数料の実質年率

(特定用語の使用基準)

第7条 事業者は、写真機類の品質、性能、取引条件等について表示するに当たって、次の各号に掲げる用語を使用するときは、当該各号に定めるところによらなければならない。

- (1) 最上級を意味する用語
「最高」、「最安」、「超」等最上級を意味する用語は、客観的事実に基づく具体的根拠がある場合以外は使用することができない。
- (2) 優位性を意味する用語
「世界一」、「日本一」、「第一位」、「1」等優位性を意味する用語は、客観的事実に基づく具体的根拠がある場合以外は使用することができない。
- (3) 完全を意味する用語

月日から日まで」等と表示する。

第11条 規約第4条第1項第6号に規定する「連合広告」における表示は、次に定めるところによるものとする。

- (1) 店舗により販売数量が異なる旨及び全店舗のうち最も販売数量の少ない店舗の数量を表示する。
(例)「店舗により販売数量は異なりますが、各店少なくとも20台はあります。」
- (2) 全店舗における販売数量を一括管理している場合であって、全店舗における総販売数量に達するまではいずれの店舗でも販売するときにおいては、その旨及び総販売数量を表示する。
(例)「店舗により販売数量は異なりますが、広告商品については総販売数量 台に達するまでは全店舗で注文に応じます。」
- (3) 前各号の場合であっても、広告した写真機類を販売しない店舗があるときは、その旨を表示する。

第12条 規約第4条第2項に規定する「複数商品のセット販売に係る」自店販売価格に、値引率又は値引額を表示する場合の表示については、第8条の規定を準用する。

第13条 規約第3条から第5条までに規定する各用語の意義は、次に定めるところによるものとする。

- (1) 「自店販売価格」とは、当該写真機類を実際に販売しようとする価格をいう。
- (2) 「比較対照価格」とは、事業者が写真機類について二重価格表示を行うに当たり、実売価格にこれよりも高い価格を併記した場合の当該価格をいう。
- (3) 「希望小売価格」とは、当該写真機類について、製造業者又は輸入業者が最近付した価格であって、あらかじめ公表されたものをいう。
- (4) 「自店平常価格」とは、当該店舗において、当該写真機類と同一の写真機類について、当該価格を比較対照価格として用いる最近時(原則として表示時点以前8週間)のうち過半の期間に実際に販売されていた価格をいう。
- (5) 「オープン価格商品」とは、製造業者又は輸入業者が希望小売価格を付して販売していた写真機類であって既に希望小売価格を撤廃したもの又は希望小売価格を付さないで発売した写真機類をいう。

第14条 規約第7条第3号に規定する完全を意味する用語は、計測可能な条件を100パーセント満足させる場合に、その限りにおいて使用することができる。

第15条 規約第7条第4号に規定する「斬新性を意味する用語」は、当該写真機類の次の新型製品が発売された後は使用してはならない。

「完全」、「完ぺき」、「絶対」、「100パーセント」、「万全」等全く欠けるところがない意味の用語は、施行規則で定めるところによる場合以外は使用することができない。

(4) 斬新性を意味する用語

「新製品」、「新発売」、「ニュー」等斬新性を意味する用語は、客観的事実に基づく具体的根拠がある場合以外は使用することができない

(特定事項の表示基準)

第8条 事業者は、写真機類について、写真、イラスト等と販売価格(希望小売価格を含む。)を同一面に表示する場合には、当該写真、イラスト等に使用した写真機類ごとに第4条(チラシ等における必要表示事項)第1項第2号、第3号及び第5号に規定する事項を、その販売価格に対応させて明りょうに表示するものとする。

(比較表示の基準)

第9条 事業者は、写真機類の品質、性能、取引条件等について、他の製品との比較表示をする場合には、次の各号に定めるところによらなければならない。

- (1) 比較対照事項を表示すること。
- (2) 比較対照事項について客観的事実に基づく具体的数値又は根拠を付記すること。
- (3) 比較時において現に販売されている写真機類を対象とすること。ただし、自己が取り扱う製品相互において比較する場合に限り、最近の販売中止製品を対象とすることができる。
- (4) 比較の対象となる写真機類の品名を表示すること。

(不当表示の禁止)

第10条 事業者は、写真機類について次の各号に掲げる表示をしてはならない。

- (1) 第3条から前条までに規定する事項についての虚偽又は誇大な表示で、実際のもの又は自己と競争関係にある他の事業者に係るものよりも著しく優良又は有利であると一般消費者に誤認されるおそれがある表示
- (2) 特定の写真機類のみに適用する特徴、取引条件等について、あたかも他の商品にも適用するかのよう一般消費者に誤認されるおそれがある表示
- (3) 品質、性能等の一部分の特徴等を強調することにより、あたかも全体が優良であるかのよう一般消費者に誤認されるおそれがある表示
- (4) 二重価格表示を行う場合における虚偽又は誇大な表示
- (5) 割賦販売を行う場合において、実際の割賦販売条件よりも有利であると一般消費者に誤認されるおそれがある表示
- (6) 事実と反して、「激安」、「投げ売り」、「超特価」等の用語を使用することにより、実際のもの又は自己と競争関係にある他の事業者に係るものよりも有利であると一般消費者に誤認されるおそれがある表示
- (7) 中古品、汚れ物、キズ物、旧型品等のため商品価値が減少しているにもかかわらず、その旨を明示しないことにより、実際のものよりも優良又は有利であると一般消費者に誤認されるおそれがある表示
- (8) 実際に販売する写真機類と異なる写真機類の写真、イラスト等を用いることにより、実際のものよりも優良又は有利であると一般消費者に誤認されるおそれがある表示
- (9) 表示価格に含まれていない別売品について、別売りである旨を明示しないことにより、実際のものよりも有利であると一般消費者に誤認されるおそれがある表示
- (10)他の事業者又は他の事業者が販売する写真機類を中

第16条 規約第10条各号に規定する不当表示の例は、次のとおりである。

- (1) 第1号の例
自店販売価格より安い価格を実売価格として表示することは、第1号の表示に該当する。
- (2) 第3号の例
写真機類の全体の性能にほとんど影響がない構造の一部が改良されたにとどまるのに、あたかもその改良により商品全体の性能が向上したかのような表示は、第3号の表示に該当する。
- (3) 第5号の例
実際には金利又は手数料を徴収するにもかかわらず、単に「金利、手数料なし」等の表示は、第5号の表示に該当する。
- (4) 第12号の例
ボディ本体に他社のレンズ、付属品を組み合わせ販売するとき、ボディ本体のみに商標名、販売価格等を表示し、レンズ等にはこれらの表示をしない場合は、販売価格等の商品選択の重要な要素が隠ぺいされ、利点のみが強調されることにより、主要商品全体が優良であるかのように一般消費者に誤認されるおそれがあり、このような場合の表示は、第12号の表示に該当する。

傷又はひぼうする表示

(11)国内で製造した写真機類について、あたかも外国で製造したものであると一般消費者に誤認されるおそれがある表示、又は外国で製造した写真機類について、あたかも国内若しくは当該製造国以外で製造したものであると一般消費者に誤認されるおそれがある表示

(12)事実と反する表現又は事実を誇張した表現を用いることにより、実際の写真機類よりも優良又は有利であると一般消費者に誤認されるおそれがある表示

(13)前各号に掲げるもののほか、写真機類について、実際のもの又は自己と競争関係にある他の事業者に係るものよりも著しく優良又は有利であると一般消費者に誤認されるおそれがある表示

(おとり広告の禁止)

第 11 条 事業者は、チラシ等において、次の各号に掲げる表示をしてはならない。

(1)取引の申出に係る写真機類が実際には取引することができないもの又は取引の対象となり得ないものである場合における当該写真機類についての表示

(2)取引の申出に係る写真機類が実際には取引する意思がないものである場合における当該写真機類についての表示

(3)取引の申出に係る写真機類の販売数量、販売期間又は販売の相手方が著しく限定されているにもかかわらず、その限定の内容が明りょうに記載されていない場合における当該写真機類についての表示

(保証書の交付等)

第 12 条 事業者は、製造業者が発行した保証書について、その目的を達成するため、原則として当該写真機類の販売時に、販売年月日と自店名を記入した保証書を当該写真機類を購入した一般消費者に交付するものとする。

2 事業者は、製造業者が発行した保証書について、その一部又は全部を削除又は改ざんしてはならない。

(写真機類小売業公正取引協議会の設置)

第 13 条 この規約の目的を達成するため、写真機類小売業公正取引協議会(以下「公正取引協議会」という。)を設置する。

2 公正取引協議会は、この規約に参加する事業者及びその事業者の団体をもって構成する。

(公正取引協議会の事業)

第 14 条 公正取引協議会は、次の事業を行う。

(1)この規約の周知徹底に関すること。

(2)この規約についての相談及び指導に関すること。

(3)この規約の遵守状況の調査に関すること。

(4)この規約の規定に違反する疑いがある事実の調査に関すること。

(5)この規約の規定に違反する事業者に対する措置に関すること。

(6)一般消費者からの苦情処理に関すること。

(7)不当景品類及び不当表示防止法その他の公正取引に関する法令の普及及び違反の防止に関すること。

(8)関係官公庁との連絡に関すること。

(9)会員に対する情報提供に関すること。

(10)その他この規約の施行に関すること。

(違反に対する調査)

第 15 条 公正取引協議会は、第 3 条から第 12 条までの規定又は第 18 条の規定に基づく規則に違反する事実があ

第 17 条 規約第 11 条第 1 号に規定する「実際には取引することができないもの又は取引の対象となり得ないものである場合」とは、チラシ等に表示した写真機類で、販売のために通常必要とされる準備がされておらず、引渡しまでに相当の期間を必要とするため、通常、顧客が取引に応じないことが明らかな場合等をいう。

第 18 条 規約第 11 条第 2 号に規定する「実際には取引する意思がないものである場合」とは、チラシ等に表示した写真機類について、合理的な理由がないのに顧客に対して見せず難点をことさら指摘する等して取引に応ぜず又は合理的理由がないのに取引を事実上拒否する場合をいう。

第 19 条 規約第 11 条第 3 号に規定する「販売数量、販売期間又は販売の相手方が著しく限定されているにもかかわらず、その限定の内容が明りょうに記載されていない場合」とは、規約第 4 条第 1 項第 6 号に規定する表示を行っていない場合等をいう。

ると思料するときは、関係者を招致して事情を聴取し、関係者に必要な事項を照会し、参考人から意見を求め、その他事実について必要な調査を行うことができる。

2 事業者は、前項の規定に基づく公正取引協議会の調査に協力しなければならない。

3 公正取引協議会は、第1項の調査に協力しない事業者に対し、当該調査に協力すべき旨を文書をもって警告し、これに従わないときは、10万円以下の違約金を課し、又は除名処分をすることができる。

(違反に対する措置)

第16条 公正取引協議会は、第3条から第12条までの規定又は第18条の規定に基づく規則に違反する行為があると認められるときは、その違反行為を行った事業者に対し、その違反行為を排除するために必要な措置を採るべき旨、その違反行為と同種又は類似の違反行為を再び行ってはならない旨その他これらに関連する事項を実施すべき旨を文書をもって警告することができる。

2 公正取引協議会は、前項の規定による警告を受けた事業者がこれに従っていないと認めるときは、当該事業者に対し、50万円以下の違約金を課し、若しくは除名処分をし、又は必要があると認めるときは、公正取引委員会に対して必要な措置を講ずるよう求めることができる。

3 公正取引協議会は、前条第3項又は前2項の規定により警告し、違約金を課し、又は除名処分をしたときは、その旨を遅滞なく文書をもって公正取引委員会に報告するものとする。

(違反に対する決定)

第17条 公正取引協議会は、第15条第3項又は前条第2項の規定による措置(警告を除く。)を採ろうとする場合には、採るべき措置の案(以下「決定案」という。)を作成し、これを当該事業者に送付するものとする。

2 前項の事業者は、決定案の送付を受けた日から10日以内に、公正取引協議会に対して文書をもって異議の申立てをすることができる。

3 公正取引協議会は、前項の異議の申立てがあった場合には、当該事業者に追加の主張及び立証の機会を与え、これらの資料に基づいて更に審理を行い、それに基づいて措置の決定を行うものとする。

4 公正取引協議会は、第2項に規定する期間内に異議の申立てがなかった場合には、速やかに決定案の内容と趣旨の決定を行うものとする。

(規則の制定)

第18条 公正取引協議会は、この規約の実施及び運営に関する事項について規則を定めることができる。

2 前項の規則を定め、又は変更しようとするときは、事前に公正取引委員会の承認を受けるものとする。

附 則

この規約の変更は、平成18年1月4日から施行する。

第20条 写真機類小売業公正取引協議会は、規約及びこの施行規則を実施するため、細則又は運用基準を定めることができる。

2 前項の細則又は運用基準を定め、変更し、又は廃止しようとするときは、公正取引委員会に事前に届け出るものとする。

附 則

1 この施行規則は、規約変更の認定告示があった日から施行する。

2 この施行規則の変更前に事業者がした行為については、なお従前の例による。